特殊建築物等定期報告（報告対象と報告年度）

用途	（現状）特定行政庁指定 対象となる規模等 （①･②いずれかに該当するもの）	（政令指定）※1 対象となる規模等 （①～④いずれかに該当するもの）	平成　30　年度			平成　31　年度			平成　32　年度		
			建物	建築設備	防火設備	建物	建築設備	防火設備	建物	建築設備	防火設備
劇場、映画館、演芸場	①当該用途の延床＞300 ㎡	①3 階以上に当該用途（100 ㎡超） ②客席部分の延床≧200 ㎡ ③主階が 1 階にない ④地階に当該用途（100 ㎡超）		○	●	○	○	●		○	●
観覧場 （政令指定は屋外観覧場を除く）	①当該用途の延床＞300 ㎡	①3 階以上に当該用途（100 ㎡超） ②客席部分の延床≧200 ㎡ ③地階に当該用途（100 ㎡超）		○	●	○	○	●		○	●
公会堂、集会場				●	●	●	●	●		●	●
ホテル等（ホテル、旅館）	①地階又は 3 階以上に当該用途を有し、かつ、当該用途の延床＞300 ㎡	①3 階以上に当該用途（100 ㎡超） ②2 階の対象用途の延床≧300 ㎡ ※病院・診察所は 2 階に患者の収容施設があるものに限る ③地階に当該用途（100 ㎡超）	○ ●	○ ●	● ●		○ ●	● ●		○ ●	● ●
病院、診察所（患者の収容施設があるものに限る）※2	①地階又は 3 階以上に当該用途を有する ②当該用途の延床＞300 ㎡（階段が 3 以上であるものに限る）			○ ●	● ● ▲		○ ●	● ● ▲	○ ●	○ ●	● ● ▲
就寝用途の児童福祉施設等（介護保険課） ※2、※3		①3 階以上に当該用途（100 ㎡超） ②2 階の対象用途の延床≧300 ㎡ ③地階に当該用途（100 ㎡超）		●	● ▲		●	● ▲	●	●	● ▲
共同住宅（サービス付高齢者向住宅）、 寄宿舎（サービス付これ医者向住宅、認知症高齢者グループホーム、障碍者グループホーム）、 就寝用途の児童福祉施設等（障害福祉課） ※2、※4			●	●	● ▲		●	● ▲	●	●	● ▲
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場		①3 階以上に当該用途（100 ㎡超） ②対象用途の延床≧2000 ㎡ ※学校に附属するものを除く	●	●	●		●	●	●	●	●
百貨店等（百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗）	①地階又は 3 階以上に当該用途を有し、かつ、当該用途の延床＞300 ㎡	①3 階以上に当該用途（100 ㎡超） ②2 階の対象用途の延床≧500 ㎡ ③対象用途の延床≧3000 ㎡ ④地階に当該用途（100 ㎡超）		○ ●	● ●	○ ●	○ ●	● ●	● ●	○ ●	● ●
展示場				●	●	●	●	●	●	●	●
飲食店等（キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店）			○ ●	○ ●	● ●		○ ●	● ●	● ●	○ ●	● ●
共同住宅［小倉北区］	①5 階以上に当該用途					○					
共同住宅［門司区・小倉南・戸畑区］	①5 階以上に当該用途								○		
共同住宅［若松・八幡東・八幡西区］	①5 階以上に当該用途		○								